

指定居宅介護支援事業所 コスモス南光台ケアプラン運営規程

（事業の目的）

第1条 コスモスケア株式会社が開設する、コスモス南光台ケアプラン指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条一、事業は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 二、事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 三、事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 四、事業所は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 五、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 六、事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称 コスモス南光台ケアプラン
- 二、所在地 仙台市泉区松森字明神 20-1

（職員の職種、員数、及び内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名（常勤職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、介護支援専門員 4名（主任介護支援専門員1名を含む常勤職員4名、内1名は管理者と兼務）介護支援専門員は在宅介護に関する相談・居宅サービス計画の作成に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二、営業時間 午前8：30～午後5：30までとする。
- 三、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一、利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
利用者の相談を受ける場所：事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- 二、課題分析の実施
課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- 三、使用する課題分析表の種類
居宅宮城県版アセスメント
- 四、居宅サービス計画原案の作成
- 五、サービス担当者会議または照会等の実施
- 六、居宅サービス計画の確定
- 七、居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して居宅サービス計画書を交付し、個別サービス計画の提出を求める。
- 八、サービス実施状況の継続的な把握及び評価

(利用料金)

第7条一、指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 二、通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

実施地域を越えてから、片道おおむね20キロメートル未満 1,000円

実施地域を越えてから、片道おおむね20キロメートル以上 3,000円

- 三、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行った上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市、富谷市の区域とする。

(医療との連携)

第9条 事業所は利用者の主治の医師等又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為に、疾患に関する情報について必要に応じて連携を図る。入院、受診時等には、当該事業所名、連絡先、および担当介護支援専門員の氏名を伝える事を依頼する。(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応を依頼する。)

(相談・苦情対応)

第10条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置するとともに担当者を明示し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

事業所担当者 加賀谷 桂 連絡先 ☎022-725-8032

また、上記に関する利用者の相談、苦情等に対する担当者以外の窓口として以下の機関がある事を明示する。

仙台市健康福祉局保健高齢部介護事業支援 ケアマネジメント指導係

青葉区国分町3丁目7-1 ☎022-214-8626

宮城県国民健康保険団体連合会

青葉区上杉1丁目2-3 ☎022-222-7700

富谷市保険福祉総合支援センター

富谷桜田1-1 ☎022-348-1138

仙台市青葉区役所 介護保険課 介護保険係

青葉区上杉1丁目5-1 ☎022-225-7211

仙台市宮城野区役所 介護保険課 介護保険係

宮城野区五輪2丁目12-35 ☎022-291-2111

仙台市若林区役所 介護保険課 介護保険係

若林区保春前丁3-1 ☎022-282-1111

仙台市太白区役所 介護保険課 介護保険係

太白区長町南3丁目1-15 ☎022-247-1111

仙台市泉区役所本庁舎 介護保険課 介護保険係

泉区泉中央2丁目1-1 ☎022-372-3111

(衛生管理等)

第11条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(非常災害対策)

第12条 指定居宅介護支援事業所の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難及び協力機関等と連携方法を確認、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針を整備する
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第15条 一、事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を適宜設ける。

採用時研修 採用後1か月以内

継続研修 年12回以上

二、事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

三、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

四、従業者であつたものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

五、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はコスモスケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。